都市計画の変更 道路の供用開始 道路の区域変更 県道の路線廃止

毎週

(金曜日)

平

成二十八

年

四

月

日

金曜日

第

二千七百三十

六

号

同 道 一路維 持課) 二 五

) 二 七 

岐阜県告示第二百三十四号

告

示

目

次

告

示

ち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十条第一項の規定により、県道の路線のう

す る。 その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

都 同

市 政

策課) 二一七

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

栗	宮窪		線名				
同市同町	惠那市笠置町毛呂建	終		起			
町 姫 栗	毛呂窪	点		点			
		終	起	備			
		点	点				
		経					
		過	考				
		地な					

番整 号理

路

409

姫毛

岐阜県告示第二百三十五号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

発行 

平成二十八年四月一日

類の道 種路

路 線 名

X

閰

別前変区 後更域

延

長

ル メート ・

備 考

B A は及 び

関ケ原停車場から

	類の道 種路	国一 道般				
	路 線 名	三百三号				
	区間	まで ・ 大田				
岐阜県知事	別前変区 後更域	前	後	後前		
知事古	ル (	↑ 二 ↑ 七		三	三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	
田	ル <sub>(</sub> メート 長	五. © 四	五. • 四	九 二	九 二	
肇	備考		'	十道一 七四般 号百国	1	

岐阜県告示第二百三十六号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古

田

岐阜県告示第二百三十七号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田

	類の道 種路				
	路				
	田	屋		線名	
一地先まで一地先まで	区間				
E	別前変後更	区域			
- デー				ル(メート	敷地の幅
- * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				ル(メート	延長
	備考				

	県道	
	停関 車ケ 場原 線	
先まで 原字福井八九四番五三地 原字福井八九四番五三地 ででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	先まで ・ 大まで ・ 大き関ケ原町大字関ケ原等福井八九四番五三地 ・ 大きで ・ 大きで ・ 大きで ・ 大き関ケ原町大字関ケ原停車場から	先まで原字宝有地五九八番一地不破郡関ケ原町大字関ケ
後 B	В	前 A
一 完 元 一	一 四 三 元 一	小 二季 小 五
二 三 天 四	二 三 斯 四	九六 • 五
	い区 う分 を	敷示面関 地すに係 のる表図

岐阜県告示第二百三十八号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田

	l				
県道	類の道 種路				
停関	路				
車ゲ 場原 線	線				
	名				
<b>陣場野一○八八番六地先まで同が郡同が下下大字同ででは、京田大字のでは、京田大字のでは、京田大字のでは、京田大字関ケ原では、京田大字関ケ原町大字関ケ原字のでは、京田大字関ケ原町大字関ケ原</b>	区間				
六 四 · 三	ル (延 ) メ ト 長				
<b>示平</b> • <b>成</b> □	の 期 日 始				
一 <b>平</b> ・成 二	ほ示変決 (備か年更定区) 月の又域 日告はの考				

岐阜県告示第二百三十九号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同 都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田

都市計画の種類及び名称

大垣都市計画区域区分

都市計画を定める土地の区域

= Ξ 都市計画図書において表示する区域

神戸町建設部産業建設課及び安八町企画調整課

岐阜県都市建築部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課、垂井町建設課、

岐阜県告示第二百四十号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田

多治見都市計画区域区分

都市計画の種類及び名称

都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

=

Ξ 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第二百四十一号

法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

	第2736号	岐	阜	県	公	報	平成28年4月	1日	( 218 )
発行 所 岐 阜 県 庁平成二十八年四月一日発行 発行 者 岐 阜 東 県 県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課三(縦覧場所)	二 都市計画を定める土地の区域各務原都市計画区域区分格市計画の種類及び名称	岐阜県知事 古田 筆	平成二十八年四月一日の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項
編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社									